

- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
○埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の施行期日を定める規則
○埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則

条

例

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

平成十四年十月十五日
埼玉県条例第六十四号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

平成十四年十一月二十日
埼玉県規則第百十九号

規

則

目次

第一章	総則（第一条～第五条）
第二章	土砂の排出（第六条～第十三条）
第三章	土砂のたい積（第十四条～第二十七条）
第四章	土砂の搬入禁止（第二十八条～第三十条）
第五章	雜則（第三十一条～第三十七条）
第六章	罰則（第三十八条～第四十三条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、土砂の排出、たい積等に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂のたい積を防止し、もつて県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建設工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。
- 二 発注者 建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいう。
- 三 元請負人 発注者から直接建設工事を請け負つた者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。

四 土砂のたい積 埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。

（県の責務）

第三条 県は、無秩序な土砂のたい積を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

2 県は、無秩序な土砂のたい積を防止するため、市町村と連携して土砂のたい積を監視する体制の整備に努めるものとする。

（発注者の責務）

第四条 発注者は、その注文する建設工事に伴つて発生する土砂に關し、元請負人に対して、その適正な処理を指示するとともに、処理に要する費用の適正な負担を行うことにより、土砂の再利用の促進に努めなければならない。

（元請負人の責務）

第五条 元請負人は、請負契約の内容等を踏まえて、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設工事に伴つて発生する土砂の排出量の抑制に努めるとともに、土砂と他の物との分別その他必要な措置を講ずることにより、土砂の再利用に努めなければならない。

第二章 土砂の排出

（土砂の排出の届出）

第六条 元請負人は、建設工事に係る土地の区域から当該建設工事に伴つて発生する土砂の排出を行うときは、土砂の排出に関する計画を定め、当該土砂の排出を開始する日の二十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の排出については、この限りでない。

一 排出する土砂の数量の合計が五百立方メートル未満の土砂の排出

二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）又は砂利採取法

第一条 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号。以下「土砂条例」という。）第六条第一項及び第九条第一項の規定による届出は、様式第一号の届出書により行うものとする。

- (昭和四十三年法律第七十四号)の認可に係る土地の区域において採取された土砂(岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。)の排出
- 三 埼玉県土採取条例(昭和四十九年埼玉県条例第六号)の認可に係る土地の区域において採取された土砂の当該土地の区域からの排出
- 四 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の排出
- 五 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の排出
- 六 その他無秩序な土砂のたい積のおそれがないものとして規則で定める土砂の排出

(土砂の排出の届出の特例)

- 第二条 土砂条例第六条第一項第六号の規則で定める土砂の排出は、次とおりとする。
- 一 土地の造成その他の事業の区域において採取された土砂を当該事業の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出
- 二 工場その他の事業所の区域において採取された土砂を当該事業所の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出

- 2 前項の土砂の排出に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の名称及び内容
- 三 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名(発注者がいる場合に限る。)
- 四 建設工事に係る土地の区域の所在及び面積
- 五 建設工事に伴つて発生する土砂の数量
- 六 建設工事に伴つて発生する土砂の利用等の計画
- 七 排出する土砂の数量の合計
- 八 排出する期間

十九 排出先とする土地の所在
十 その他規則で定める事項

(土砂の排出に関する計画に定める事項)

第三条 土砂条例第六条第二項第十号及び第九条第一項第十号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 3 第一項の規定による届出には、当該届出に係る建設工事に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(たい積した土砂の排出の届出)

- 第七条 土砂のたい積を行う者は、当該土砂が他の土地の区域に排出されるとき(前条第一項の建設工事に係る土地の区域から当該建設工事に伴つて発生する土砂が排出されるときを除く。)は、月の初日(当該土砂の排出を開始する日が月の途中の日の場合にあつては、その日。以下この項及び第十条第一項において同じ。)から末日までの間の土砂の排出に関する計画を定め、当該土砂の排出に関する計画に係る月の初日の十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の排出については、この限りでない。
- 1 一月の初日から末日までの間に排出する土砂の数量の合計が五百立方メートル未満の土砂の排出
 - 2 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の排出
 - 3 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の排出
 - 4 その他無秩序な土砂のたい積のおそれがないものとして規則

(たい積した土砂の排出の届出の特例)

- 第四条 土砂条例第六条第三項(土砂条例第九条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次のとおりとする。
- 1 建設工事に係る土地の位置を示す図面
 - 2 排出先とする土地の位置を示す図面
- (たい積した土砂の排出の届出)
- 第五条 土砂条例第七条第一項及び第十条第一項の規定による届出は、様式第二号の届出書により行うものとする。

で定める土砂の排出

第六条 土砂条例第七条第一項第四号の規則で定める土砂の排出は、次のとおりとする。

一 土地の造成その他の事業の区域において採取された土砂を当該事業の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出

二 工場その他の事業所の区域において採取された土砂を当該事業所の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出

三 土質改良プラントその他の施設を用いて化学的に性質を改良した土砂の当該施設の敷地からの排出

四 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の排出

2 前項の土砂の排出に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積

三 排出する土砂の数量の合計

四 排出先とする土地の所在

五 その他規則で定める事項

(たい積した土砂の排出に関する計画に定める事項)

第七条 土砂条例第七条第二項第五号及び第十条第一項第五号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 排出先ごとの土砂の数量

二 排出先において土砂のたい積を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(たい積した土砂の排出の届出の添付書類)

3 第一項の規定による届出には、当該届出に係る土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

第八条 土砂条例第七条第三項（土砂条例第十条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面とする。

(変更の届出)

第八条 第六条第一項の規定による届出をした者は、同条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号から第十号までに掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、前項中「同条第二項第一号又は第三号」とあるのは「同条第二項第一号」と、「同項第四号から第十号まで」とあるのは「同項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第九条 土砂条例第八条第一項（同条第二項（土砂条例第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第三号の届出書により行うものとする。

(軽微な変更)

第十条 土砂条例第八条第一項ただし書（土砂条例第九条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 土砂条例第六条第二項第一号、第三号若しくは第四号又は第九条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる事項に関する変更

二 土砂条例第六条第二項第五号又は第九条第一項第五号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の発生する土砂の数量が変更前の発生する土砂の数量の二十パーセントを超えて増加することなるもの

三 土砂条例第六条第二項第七号又は第九条第一項第七号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の排出する土砂の数量の合計が変更前の排出する土砂の数量の合計の二十パーセントを超えて増加することとなるもの

四 土砂条例第六条第二項第九号又は第九条第一項第九号に掲げる事項に関する変更のうち排出先とする土地が新たに加わることに伴うもの

第十二条 土砂条例第八条第二項（土砂条例第十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 土砂条例第七条第二項第一号若しくは第二号又は第十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に関する変更

二 土砂条例第七条第二項第三号又は第十条第一項第三号に掲げ

(状況の変更による届出)

第九条 元請負人は、第六条第一項第一号に該当するものとして同項の届出をしなかつた場合で、排出する土砂の数量の合計が五百立方メートル以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の前日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 建設工事の名称及び内容

三 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名(発注者がいる場合に限る。)

四 建設工事に係る土地の区域の所在及び面積

五 建設工事に伴つて発生する土砂の数量

六 建設工事に伴つて発生する土砂の利用等の状況及び計画

七 排出する土砂の数量の合計

八 排出する期間

九 排出先とする土地の所在

十 その他規則で定める事項

2 第六条第三項及び前条第一項の規定は、前項の規定による届出

をした者について準用する。

第十一条 土砂のたい積を行う者は、第七条第一項第一号に該当するものとして同項の届出をしなかつた場合で、月の初日から末日までの間に排出する土砂の数量の合計が五百立方メートル以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の

る事項に関する変更のうち変更後の排出する土砂の数量の合計が変更前の排出する土砂の数量の合計の二十パーセントを超えて増加することとなるもの

三 土砂条例第七条第二項第四号又は第十条第一項第四号に掲げる事項に関する変更のうち排出先とする土地が新たに加わることに伴うもの

前日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

氏名

二 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積

三 排出する土砂の数量の合計

四 排出先とする土地の所在

五 その他規則で定める事項

2 第七条第三項及び第八条第二項において準用する同条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

(届出の内容の通知)

第十一条 知事は、第六条第一項、第八条第一項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第一項の規定による届出があつた場合において、これらの届出に係る建設工事に発注者がいるときは、当該発注者に、当該届出の内容を通知するものとする。

(土砂の排出計画等に対する勧告)

第十二条 知事は、この章の規定による届出（次条の規定による届出を除く。）があつた場合において、当該届出の内容が土砂の有効利用及び適正な処理をする上で適当でないと認めるときは、当該届出をした者（当該届出に係る建設工事に発注者がいる場合は、発注者を含む。）に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(完了等の届出)

第十三条 第六条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土砂の排出を完了したときは、完了した日から起算して二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。当該土砂の排出を廃止した場合も、同様とする。

第十二条 土砂条例第十三条の規定による届出は、様式第四号の届出書により行うものとする。

第三章 土砂のたい積 (災害発生防止のための措置)

第十四条 土地の所有者、管理者又は占有者は、無秩序な土砂のたい積により、土砂の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

- 2 土砂のたい積を行う者は、そのたい積に係る土砂の流出、崩壊その他の災害の発生の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂のたい積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

(汚染された土砂のたい積の禁止)

第十五条 土砂のたい積を行う者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の規則で定める物質（以下この条において「有害物質」という。）による汚染の状態が規則で定める基準（次項において「土壤基準」という。）に適合しない土砂を土砂のたい積に使用してはならない。ただし、規則の定めるところにより、土砂のたい積の場所、方法等からみて当該土砂の有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

(有害物質)

第十三条 土砂条例第十五条第一項の規則で定める物質は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質（次条並びに第三十一条第一項第一号又及び第四号において「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類（次条並びに第三十一条第一項第一号又及び第四号において「ダイオキシン類」という。）とする。

(土壤基準)

第十四条 土砂条例第十五条第一項の規則で定める基準は、特定有害物質にあつては土壤汚染対策法第六条第一項第一号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第七条の基準のうち土壤の汚染に関する基準の例によるものとする。

(知事の確認申請)

- 第十五条 土砂条例第十五条第一項ただし書の確認を受けようとする者は、様式第五号の申請書を知事に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 住民票の写し又は法人の登記事項証明書
二 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書
三 土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面

2 知事は、土壤基準に適合しない土砂が土砂のたい積（前項ただし書の確認を受けたものを除く。）に使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、土砂のたい積を行つてゐる者又は土砂のたい積に係る工事を請け負つた者若しくは工事を行つてゐる者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、第一項ただし書の確認をした場合において、その後の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至つたときは、土砂のたい積を行つてゐる者又は土砂のたい積に係る工事を請け負つた者若しくは工事を行つてゐる者に対し、当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土砂のたい積の許可）

第十六条 土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域ごとに土砂のたい積に関する計画を定め、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂のたい積については、この限りでない。

一 土砂のたい積に係る土地の区域の面積が三千平方メートル未満の土砂のたい積

二 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂のたい積

で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの

三 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂のたい積であつて、規則の定めるところにより、知事に届け出たもの

五 四 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面 使用する土砂の有害物質による汚染の状況を証する書面

（土砂のたい積の許可申請）
第十六条 土砂条例第十六条第一項の規定による許可の申請は、様式第六号の申請書により行うものとする。

（届出とする許可等の処分）

第十七条 土砂条例第十六条第一項第三号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可
- 二 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第六項

の規定による許可

-
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可
 - 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可
 - 五 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項又は第九十一条第一項の許可及び同法第三十五条の同意
 - 六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十六条第一項の許可
 - 七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の許可（同法第九条の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）
 - 八 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の許可及び同法第二十条第二項の規定による協議
 - 九 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可
 - 十 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の許可（同法第十五条第一項の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）
 - 十一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十条の承認及び同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の四第一項の許可（同法第九十五条の規定によりこれらの承認又は許可があつたものとみなされる場合を含む。）
 - 十二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可
 - 十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可
-

十四 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第六十六条
第一項の許可

十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可及び同条第四項の規定による協議

十六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可（同条第八項の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）

十七 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の許可

十八 埼玉県土採取条例（昭和四十九年埼玉県条例第六号）第三条第一項の認可

十九 埼玉県砂防指定地管理条例（平成十五年埼玉県条例第四十五号）第三条第一項の許可

二十 土砂条例第十六条第一項第三号の規定により届出を行おうとする者は、様式第七号の届出書を知事に提出しなければならない。

三十 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- 二 土砂のたい積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書
- 三十 その他の書類の写し

（公益事業）

第十八条 土砂条例第十六条第一項第四号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。

一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同

法が準用される砂防のための施設に関する事業

二 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）による土地改

良事業

三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業

四 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩

序な土砂のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂のたい積

一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する
事業

四 森林法による保安施設事業

五 道路法による道路に関する事業

六 都市公園法による都市公園に関する事業
自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事

業

八 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業又
は水道用水供給事業

九 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業

十 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、
流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業

十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による
工業用水道事業

十二 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の
利害に關係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の
目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他
の施設に関する事業

十三 都市計画法による都市計画事業

十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾
斜地崩壊防止施設に関する事業

十五 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）に
よる石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業

十六 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事
業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の
需要に応ずるもの用に供する施設に関する事業

十七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する
鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

十八 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する團
体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、

林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。)十九 前各号に掲げる事業に準ずるものとして知事の確認を受けた事業

(公益事業の確認)

第十九条 前条第十九号の確認を受けようとする者は、様式第八号の申請書を知事に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、土砂のたい積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。

- 五 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂のたい積
- 六 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積
- 七 その他無秩序な土砂のたい積のおそれがないものとして規則で定める土砂のたい積

(土砂のたい積の許可の特例)

第二十条 土砂条例第十六条第一項第七号の規則で定める土砂のたい積は、次のとおりとする。

- 一 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂のたい積
- 二 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂のたい積
- 三 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂(岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。)のみを用いて行う土砂のたい積
- 四 市町村が定める無秩序な土砂のたい積を防止するための条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為に係る土砂のたい積のうち、知事が別に定める土砂のたい積

- 2 前項の土砂のたい積に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積

三 四 土砂のたい積の目的

土砂のたい積に係る建設工事の元請負人

最大たい積時において土砂のたい積に用いる土砂の数量

五 六 土砂のたい積の完了時における土地の形状

土砂のたい積の完了時における土地の形状

七 八 周囲の生活環境の保全のための方策

排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画

九 前号に掲げるもののほか、災害、事故等の防止のためにとする措置

十 一一 土砂のたい積を行う期間

その他規則で定める事項

3

第一項の規定による許可の申請には、当該申請に係る土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(土砂のたい積に関する計画に定める事項)

第二十一条 土砂条例第十六条第二項第十二号の規則で定める事項は、土砂のたい積を行う土地において必要な土砂のたい積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況とする。

(土砂のたい積の許可申請の添付書類)

第二十二条 土砂条例第十六条第三項の規則で定める書類は、次のことおりとする。

一 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書

二 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書

三 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人が土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

四 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があつたことを証する書面

五 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面

六 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時の土地の形状に係る平面図及び断面図

七 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図

(住民への周知)

第十七条 前条第一項の規定による許可の申請をした者は、その概要を当該申請に係る土砂のたい積に係る土地の区域の周辺の住民に周知させるよう努めるものとする。
(許可の基準等)

第十八条 知事は、第十六条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、土砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する

二 土砂の高さ及びのり面の勾配

三 排水施設、擁壁その他の施設

三 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

2 知事は、第十六条第一項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る建設工事の元請負人が第一号に該当するときは、同項の許可をしないことができる。

一 土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

二 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合

3 知事は、第十六条第一項の規定による許可には、夜間における土砂のたい積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。
(変更の許可)

第十九条 第十六条第一項の規定による許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第二項第二号から

八 擁壁の背面図

(許可の基準)

第二十三条 土砂条例第十八条第一項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

第二十四条 土砂条例第十九条第一項の許可を受けようとする者は、様式第九号の申請書を知事に提出しなければならない。

(変更の許可申請)

第十九条 第十六条第一項の規定による許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第二項第二号から

第十号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(軽微な変更)

第二十五条 土砂条例第十九条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 土砂条例第十六条第二項第五号又は第八号に掲げる事項に関する変更

二 土砂条例第十六条第二項第六号又は第七号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の土砂のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂のたい積前において土砂のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差。別表において「土砂の高さ」という。）が減少することとなるもの又は変更後の土砂のたい積により生ずるのり面（擁壁に覆われたのり面を除く。別表において同じ。）の勾配が緩和されることとなるもの

(変更の届出)

第二十六条 許可事業者は、当該許可に係る第十六条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、前条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(許可の取消し)

第二十一条 知事は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二 不正な手段により、第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受けたとき。
- 三 第十六条第一項の許可を受けた日から起算して一年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかつたとき。

四 第十六条第一項の許可に係る土砂のたい積に着手した日後一年を超える期間引き続き土砂のたい積を行つていないとき。

五 第十八条第一項の基準に適合しない土砂のたい積を行つたとき。

六 第十八条第三項（第十九条第二項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。

七 第十九条第一項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けないで土砂のたい積を行つたとき。

八 第三十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

（標識の掲示）

第二十二条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積を行つてゐる間、当該土砂のたい積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（関係書類の閲覧）

第二十三条 許可事業者は、規則の定めるところにより、当該許可に係る土砂のたい積を行つてゐる間、この章の規定により知事に提出した書類の写しを、土砂のたい積に關し生活環境の保全上利害關係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。

（着手の届出）

第二十四条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積に着手したときは、着手した日から起算して十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（定期報告）

第二十五条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後二十日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

（標識）

第二十七条 土砂条例第二十二条の規則で定める様式は、様式第十一号のとおりとする。

（関係書類の閲覧）

第二十八条 土砂条例第二十三条の規定による閲覧は、次により行うものとする。

- 一 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
- 二 閲覧の求めがあつた場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

（着手の届出）

第二十九条 土砂条例第二十四条の規定による届出は、様式第十二号の届出書により行うものとする。

（定期報告）

第三十条 土砂条例第二十五条第一項の規定による届出（第三項において「定期報告」という。）は、様式第十三号の届出書により行うものとする。

氏名

二 許可年月日及び許可番号

三 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積

四 当該各期間内に搬入した土砂の採取場所及び当該採取場所ごとの数量
2 前項の規定による届出には、土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類その他規則で定める書類添付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(たい積に係る土地の汚染調査)

第二十六条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積に着手した日から起算して六月ごと（土砂のたい積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が六月に満たない場合にあっては、完了又是廃止のとき）に、当該土砂のたい積に係る土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を知事に届け出なければならない。

2 土砂条例第二十五条第二項の規則で定める書類は、報告に係る期間の最後の日の一週間前の日以降に撮影した土砂のたい積に係る土地の写真とする。

3 土砂条例第二十五条第二項ただし書の規則で定める場合は、同項の土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類に係る採取場所について、土砂条例第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出が行われ、かつ、当該届出に係る土砂の排出に関する計画において排出先とした土地が定期報告に係る土砂のたい積に係る土地である場合とする。

(たい積に係る土地の汚染調査)

第三十一条 土砂条例第二十六条の規定による土砂の汚染の状況についての調査は、次により行うものとする。

一 調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。

トリハニトヘボニイロイカドミウム及びその化合物
シリコン化合物
水銀及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふつ素及びその化合物
ほう素及びその化合物
特定有害物質（イからりまでに掲げる物質を除く。）及び
ダイオキシン類のうち搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認める物質で知事が許可事業者に通知したもの

二 前号イからリまでに掲げる物質にあつては土壤含有量調査（知事が許可事業者に通知した場合は、土壤溶出量調査）を行ひ、前号ヌに掲げる物質にあつては知事が許可事業者に通知した調査を行うこと。

三 調査試料の採取地点は、土砂のたい積を行つた土地において、九百平方メートルごとに一地点以上の割合で均等に選定するこ

と。

四 前三号に掲げるもののほか、特定有害物質にあつては土壤汚染対策法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第七条の基準（土壤の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。

2 土砂条例第二十六条の規定による届出は、様式第十四号の届出書により行うものとする。

3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第一項各号に掲げた方法等により行われたことを証する書面を添付しなければならない。

（完了等の届出）

第三十二条 土砂条例第二十七条の規定による届出は、様式第十五号の届出書により行うものとする。

（完了等の届出）

第二十七条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積を完了したときは、完了した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。当該土砂のたい積を廃止した場合も、同様とする。

第四章 土砂の搬入禁止

（土砂搬入禁止区域）

第二十八条 知事は、土砂のたい積が行われている土地において、土砂のたい積が継続することにより、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあり、かつ、法令又は他の条例の規定によつては当該事態を回避することが困難であると認められる場合は、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該土地を土砂の搬入を禁止する土地の区域（以下この章において「土砂搬入

「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により土砂搬入禁止区域を指定したときは、規則の定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第一項の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(土砂の搬入禁止)

第二十九条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

(土砂搬入禁止区域の指定の解除)

第三十条 知事は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第五章 雜則

(措置命令)

第三十一条 知事は、許可事業者が当該許可(第十九条第一項の許可を受けた者にあつては、その許可)を受けた土砂のたい積に関する計画に従つて土砂のたい積を行つていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第十六条第一項又は第十九条第一項の規定に違反して土砂のたい積を行つた者(当該土砂のたい積を行つた者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂のたい積を行つた者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は、期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土砂搬入禁止区域の指定)

第三十三条 土砂条例第二十八条第二項(土砂条例第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、埼玉県報によりするものとする。

(土地所有者等に対する勧告)

第三十二条 知事は、土砂のたい積が行われた土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該土砂を排出した者に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告の徵収)

第三十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、発注者、元請負人、土砂の排出、運搬又はたい積を行う者、土砂の排出又はたい積に係る土地の所有者又は占有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがができる。

(立入検査)

第三十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、発注者、元請負人又は土砂の排出、運搬若しくはたい積を行う者の事務所、事業所又は土砂の排出若しくはたい積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量限り土砂の排出若しくはたい積の場所の土砂を除去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市町村の条例との関係)

第三十五条 この条例の規定は、地域の自然的・社会的条件に応じて、無秩序な土砂のたい積を防止するため、市町村が条例で必要な規

(身分証明書)

第三十四条 土砂条例第三十四条第一項の身分を示す証明書の様式は、様式第十六号のとおりとする。

定を定めることを妨げるものではない。

2

市町村が定める無秩序な土砂のたい積を防止するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則の定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(保健所設置市の適用除外)

第三十六条 第三章、前章並びに第三十一条及び第三十二条の規定は、保健所を設置する市の区域においては、適用しない。

(委任)

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項又は第十九条第一項の規定に違反して土砂のた積を行つた者

二 第三十一条第二項の規定による命令に違反した者

第三十九条 第十五条第二項若しくは第三項又は第三十一条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下罰金に処する。

第四十条 第二十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反して届出をせず、

(適用除外)

第三十五条 土砂条例第三十五条第二項の規定により適用しないこととする土砂条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

市町村	土砂条例の規定
毛呂山町、嵐山町	第三章、第四章並びに第三十一条及び第三十二条

又は虚偽の届出をした者

二 第二十二条の規定に違反して標識を掲示しなかつた者

三 第三十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第三十四条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十二条 第八条第一項（同条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条、第二十条、第二十四条又は第二十七条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第三十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

（書類の提出部数）

第三十六条 土砂条例及びこの規則に基づき知事に提出する書類の部数は、正副二通とする。

1
（施行期日）
この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の施行期日を定める規則

平成十四年十二月二十日
埼玉県規則第百十八号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）の施行期日は、平成十五年二月一日とする。

（経過措置）

附 則

2 第六条及び第九条の規定は、この条例の施行前に締結された請負契約に係る建設工事又はこの条例の施行の際現に着手している建設工事については、適用しない。

3 第七条及び第十条の規定は、この条例の施行の日から起算して十日を経過する日の属する月の翌月以後の土砂の排出から適用する。

4 この条例の施行の際現に土砂のたい積を行つてゐる者は、この条例の施行の日から起算して三月間（その期間内に第十六条第一項の許可の申請をしたときは、許可又は不許可の処分があるまでの間）は、同項の規定にかかわらず引き続き当該土砂のたい積を行うことができる。

2 1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。

この規則の施行の日から平成十五年二月十四日までの間における第十三条、第十四条及び第三十一条第一項の規定の適用については、第十三条中「土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十六条」と、第十四条中「土壤汚染対策法第五条第一項に規定する基準」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第七十九条第二項に規定する土壤汚染基準」と、第三十一条第一項第一号ニ中「その化合物」とあるのは「アルキル水銀その他の水銀化合物」と、同項第二号中「土壤含有量調査十三号（知事が許可事業者に通知した場合は、土壤溶出量調査）」とあるのは「土壤溶出量調査」と、同項第四号中「土壤汚染対策法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第七十九条第一項に規定する土壤の汚染の状況の調査」とする。

附則（平成十五年三月二十八日規則第四十一号）
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年九月三十日規則第一百二十四号）
この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十六年十月一日規則第七十九号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月一日規則第七号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十年三月二十八日規則第四十二号）
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十

五条第二項第一号及び第二号並びに第二十二条第一号及び第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に毛呂山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二十一年十二月八日規則第百九号）

この規則中第十四条の改正規定は平成二十二年四月一日から、第十七条第一項第十六号の改正規定は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十八年三月十八日規則第五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年九月二十七日規則第七十号）

1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。
2 この規則の施行前に嵐山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を有する。

附則（令和五年三月三十一日規則第二十四号）

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号までの改正規定は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができます。

別表（第二十三条関係）

一 土砂条例第十八条第一項第一号に関する基準

イ 土砂の高さは、二メートル（土砂のたい積の目的から必要があると知事が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さに係る数値）以内であること。

ロ 土砂のたい積により生ずるのり面の勾配は、垂直一メートルに対する水平距離が二メートルの勾配（土砂のたい積の目的から必要があると知事が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂のたい積により生じたのり面の勾配）以下であること。

二 土砂条例第十八条第一項第二号に関する基準

イ 土砂のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設が設置されていること。

ロ 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第八条第二号、第三号及び第八号から第十号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。

ハ 擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第八条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

ニ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

三 土砂条例第十八条第一項第三号に関する基準

イ 土砂のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

ロ 垂直一メートルに対する水平距離が四メートル以下の勾配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂のたい積を行う前の土地の地盤と土砂のたい積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

ハ 土砂のたい積の完了後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の土砂のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。

二 土砂のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。ホ 土砂のたい積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂のたい積を行う時間、期間等が定められていること。

ヘ 土砂のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。